

< 総説 >

日本における自殺対策推進の軌跡と今後の展望
—自殺総合対策大綱の変遷を踏まえて—小祝望¹⁾, 越智真奈美^{1), 2)}, 松繁卓哉³⁾¹⁾ 前国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部²⁾ 国立研究開発法人国立成育医療研究センター政策科学研究部³⁾ 国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部

Trajectory of the promotion of suicide prevention measures and their future prospects in Japan: Including revisions to the General Principles of Suicide Prevention Policy

KOIWAI Nozomi¹⁾, OCHI Manami^{1), 2)}, MATSUSHIGE Takuya³⁾¹⁾ Former Department of Health and Welfare Services, National Institute of Public Health²⁾ Department of Health Policy, National Center for Child Health and Development³⁾ Department of Health and Welfare Services, National Institute of Public Health

抄録

日本では、1998年の自殺者数急増を契機に、自殺問題が社会的注目を集め、自殺対策基本法の改正や自殺総合対策大綱の見直し等を経ながら、自殺対策が国を挙げて推進されてきた。また、他方では、近年、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まり、国内の自殺者の動向に変化がみられている。本稿では、まず、自殺総合対策大綱の策定と見直しの変遷を概観しながら、日本の自殺対策を振り返った。次に、コロナ禍での日本国内の自殺に関わる状況を整理し、女性や子どもの自殺者数の増加といった変化がみられること、また、この背景として、女性非正規職員の問題や子どものコミュニケーションの減少等の問題が指摘されていること、さらに、コロナ禍で決定された第4次自殺総合対策大綱には、これらの課題を踏まえた対策が記載されていることを示した。自殺総合対策大綱や自殺対策の実行に関する課題としては、緊急時における迅速な対応、各施策の有効性の検討、SNS上の誹謗中傷への対応、自殺対策のプラットフォームの発展が重要である。

キーワード：日本の自殺対策、自殺総合対策大綱、コロナ、女性の自殺、子どもの自殺

Abstract

Due to the rapid increase in the number of suicides in Japan in 1998, the problem of suicide has gained considerable attention. The Japanese government has promoted suicide prevention measures through revisions to the Basic Act on Suicide Prevention (2006) and the General Principles of Suicide Prevention Policy (2007). However, suicide trends in Japan have changed since the start of the COVID-19 pandemic. Herein, we overview the suicide prevention measures in Japan by reviewing the establishment and revisions to the General Principles of Suicide Prevention Policy and subsequently refer to the suicide trends during the COVID-19 pandemic in Japan. Notably, the number of suicides among women and children has

連絡先：松繁卓哉

(令和6年4月以降の所属)

追手門学院大学社会学部

〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1番15号

2-1-15 Nishiai, Ibaraki City, Osaka, 567-8502, Japan

E-mail: t-matsushige@otemon.ac.jp

[令和6年3月28日受理]

increased compared to that before the pandemic, and researchers have suggested that this is attributable to irregular employment among women and less communication among children. The General Principles of Suicide Prevention Policy, revised in 2022 during the pandemic, includes measures that address the impact of the pandemic. The primary themes related to the General Principles of Suicide Prevention Policy and the implementation of suicide prevention measures include prompt responses in emergencies, discussions regarding the effectiveness of each measure, measures of slander on SNS, and development of a platform for suicide prevention.

keywords: suicide prevention measures in Japan, the General Principles of Suicide Prevention Policy, COVID-19, suicide in women, suicide in children

(accepted for publication, March 28, 2024)

I. 緒言

WHOによると、世界では、毎年70万人以上が自殺によって亡くなっている[1]。世界における自殺対策の取り組みとしては、国連やWHOといった国際機関による取り組みの他、フィンランド、イギリス、オーストラリアなどの諸外国における国を挙げた自殺予防対策への取り組みがあり[2]、国レベルの取り組みが成功（大幅な自殺死亡率の低下）を収めた国（代表事例としてフィンランド）がある[2,3]。一方で、自殺対策についての国の戦略や行動計画が策定されていない国々もあり[4]、自殺対策を巡る各国の状況は、実に様々といえる。

日本では、1998年の自殺者数の急増を契機として、自殺問題が大きな社会的注目を集めた。その後、2006年の自殺対策基本法制定に続き、2007年には自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が閣議決定され、それ以後も法改正や大綱の見直し等を経ながら、自殺対策が絶え間なく推進されてきた。他方、近年、自殺を巡る国内の動向に変化が生じている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まった2020年[5]、日本ではそれまで連続して減少してきていた年間自殺者数が、11年ぶりに増加に転じる事態となった[6]。パンデミックが始まってから2年目（2021年）における年間自殺者数は、前年から減少したものの[6]、3年目（2022年）に入り、引き続き、自殺者の動向が注視される状況下で、今後5年間の国の自殺対策の基本方針となる新たな大綱が発表された（2022年10月14日閣議決定[7]）。

そこで本稿では、まず、自殺対策基本法に基づき策定される大綱の存在に着目し、最初の大綱の策定（2007年）[8]とその後の大綱の見直しの変遷[9,10]を概観しながら、日本における自殺対策の経緯を振り返る。次に、新たに発表された第4次大綱等に基づき、コロナ禍における日本の自殺の状況及びコロナ禍の課題を踏まえた自殺対策の方向性について整理し、最後に、日本の自殺対策に考察を加えることにより、今後の自殺対策への展望を示すこととしたい。

II. 大綱見直しの変遷にみる日本の自殺対策

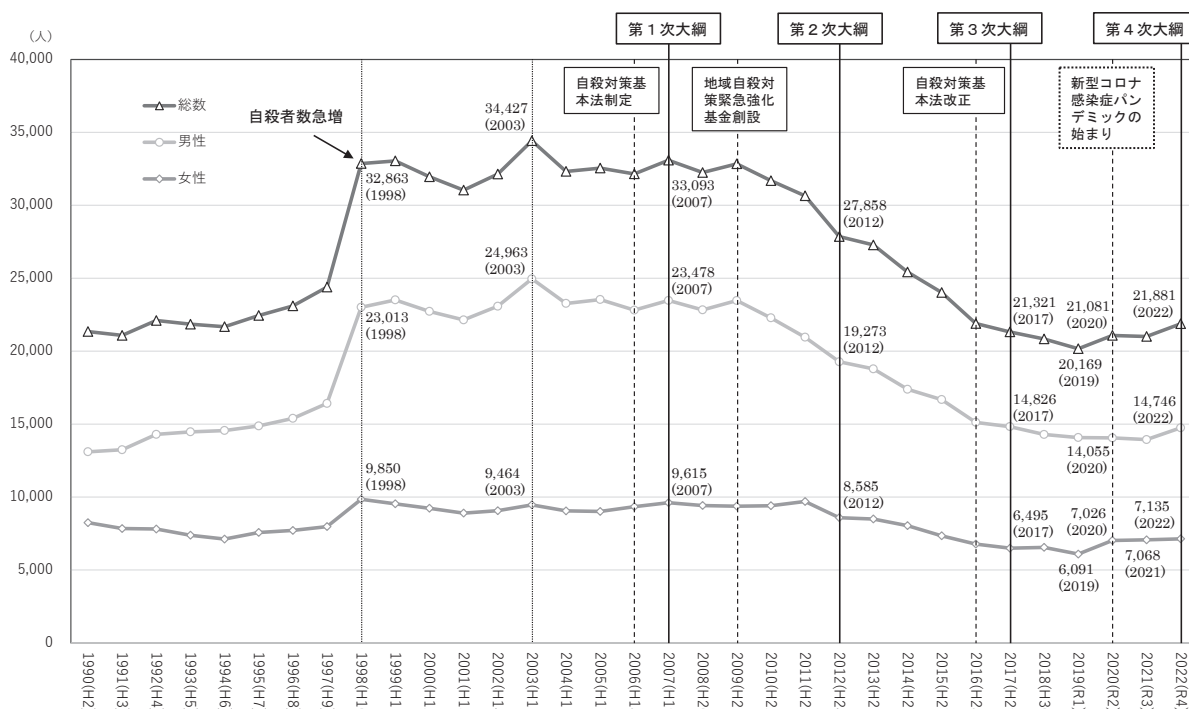
1. 大綱策定（2007年）に至る経緯

日本の自殺対策を振り返る際に重要なのは、かつての日本においては、自殺が、「個人の問題」であると認識されがちであり[11]、「社会の問題」でもあるとの認識が薄かったことだろう。1998年、バブル崩壊やアジア通貨危機などの影響を受け[12]、日本の年間自殺者数が一気に3万人台に達すると（図1）、自殺を巡る動向が非常に大きな社会的注目を集めるようになった。しかし、それまで自殺問題が行政上課題とされることは少なく、また、それ以降も国全体の自殺対策の基本方針が策定されない状況が続いており、国の取り組みは、厚生労働省によるうつ病対策や職場のメンタルヘルス対策等、各府省がそれぞれ実施するものにとどまるのが実態だった[11,13]。

他方、民間では、2000年に「あしなが育英会」が、遺族の文集「自殺って言えない」をまとめ、自殺問題に対する社会の関心を高めた[11,14]。その後も、NPO法人グリーンケア・サポートプラザの設立（2001年）やNPO法人自殺対策支援センターライフリンクの発足（2004年）等の動きが続いた[14]。

こうした中、2005年5月に、参議院議員会館でライフリンクと国会議員有志との共催によるシンポジウムが開催され[11,13]、民間12団体による国への5つの提言が発表された[14,15]。また、これに呼応して、同年7月、参議院厚生労働委員会で、「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致で行われると、当該決議を受けて政府は、同年12月、「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめ、関係省庁が一体となって自殺対策を推進することになった[11,13,14]。

2006年には、自殺予防活動等に取り組んでいる民間団体が中心となり、自殺対策の法制化を求める署名活動が進み、10万以上の署名が参議院議長に提出された[11,13]。また、国会では超党派の「自殺防止対策を考える議員有志の会」により自殺対策基本法案の検討が進められ、議員提案を経て、2006年6月、自殺対策基本法が成立し、同年10月に施行された[13-15]。



※1 折れ線グラフ：厚生労働省・警察庁の公表資料（文献[6]）記載のデータの一部（1990～2022年の年間自殺者総数及び男女別自殺者数（警察庁「自殺統計」））（p.15）をもとに作成。文献[6]中の「自殺者数の年次推移」（p.2）、文献[27]中の「自殺者総数・男女別の推移」（p.5）及び文献[28]中の「（第1-1回）自殺者数の推移（自殺統計）」（p.2）を参照した。
 ※2 文献[11, 13]を参照し、上記（※1）の折れ線グラフに自殺対策に関連した情報等を追記して作成。

図1 自殺対策の推進と年間自殺者数の推移

自殺対策基本法では、自殺の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、自殺対策が社会的取り組みとして実施されなければならないとされ、初めて自殺が「社会問題」と捉えられた[11]。また、政府が推進すべき自殺対策の指針として、大綱を定めることとされ(法第12条)[11,12]、大綱策定に向けた作業が進んだ。

2. 大綱策定（2007年）から第2次大綱決定（2012年）前まで

自殺対策基本法に基づき、2007年には、初の大綱が策定された（第1次大綱、2007年6月8日閣議決定）[8]。同大綱[16]では、「自殺は追い込まれた末の死」など3つの基本認識が示されたほか、自殺は本人だけの問題にとどまらず社会全体の大きな損失でもあるとして、今後、国を挙げて自殺対策を強力に推進していくと表明された。また、自殺者急増の主要因が中高年の男性にある点が指摘されるとともに、うつ病対策などの精神保健分野の対策とあわせて、失業、倒産、多重債務などの社会的要因に対する働きかけを行って、自殺対策に総合的に取り組むとの基本的考え方が示され[11,16]、当面の重点施策として9項目が掲げられた[13,16]。この他、自殺死亡率を平成28年（2016年）までに平成17年（2005年）と比べて20%以上減少させるとする数値目標や推進体制についての記載が盛り込まれた[13]（表1）。

なお、第1次大綱が策定された2007年においても、年

間自殺者数が3万人を超える状態が続いた（1998年以降10年連続）ことに加えて、翌年に入ると、インターネット情報に基づく硫化水素自殺が群発したこと等を受け、2008年、自殺対策加速化プランが決定され、あわせて、大綱が一部改正された[8,13]。さらに、その後、地域自殺対策緊急強化基金が造成（2009年）されたことにより、全国の自治体に自殺対策が急速に普及した[14,17]。（竹島[14]は、この頃（「2006～2015年」）の時期について、年間自殺者数3万人超の状態が続いた緊張感と、自殺対策基本法や地域自殺対策緊急強化基金等の後押しを受けて、各ステークホルダーの活動が活発化した自殺対策の発展期と述べている。）

3. 第2次大綱決定（2012年）から第3次大綱決定（2017年）前まで

大綱は、おおむね5年を目途に見直すこととされており[16]、2012年には、新たな大綱が発表された（第2次大綱、2012年8月28日閣議決定）[9]。初の全体的な見直し[9]となったこの第2次大綱[18]では、副題及び冒頭にて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが掲げられるとともに、今後の課題として、地域レベルの実践的取り組みを中心とした対策への転換やこれに向けた関係者の連携の強化が指摘された[13,19]。また、最初の大綱では、負債等社会経済的要因のために苦しむ中高年男性を念頭に置く施策の必要性が強調され

表1 自殺総合対策大綱の構成等の変遷

第1次大綱 (2007年) [16]	第2次大綱 (2012年) [18]	第3次大綱 (2017年) [22]	第4次大綱 (2022年) [24]
<p>第1 はじめに</p> <p>1.自殺をめぐる現状</p> <p>2.自殺対策の基本認識</p> <p>(自殺は避けられなかった死)</p> <p>(自殺は防ぐことができる)</p> <p>(自殺を考えている人は限られている)</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>(誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す)</p> <p>1.自殺総合対策の現状と課題</p> <p>2.自殺総合対策における基本認識</p> <p>(自殺は、その多くが避けられなかった死)</p> <p>(自殺は、その多くが防ぐことができる)</p> <p>(自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い)</p>	<p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>(誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す)</p> <p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <p>(自殺は、その多くが避けられなかった死である)</p> <p>(年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている)</p> <p>(自殺を考えている人は何らかのサインを発している)</p> <p>(地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する)</p>	<p>第1 自殺総合対策の基本理念</p> <p>(誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す)</p> <p>第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識</p> <p>(自殺は、その多くが避けられなかった死である)</p> <p>(年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている)</p> <p>(自殺を考えている人は何らかのサインを発している)</p> <p>(地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する)</p>
<p>第2 自殺対策の基本認識</p> <p>1.社会的要因も踏まえ総合的に取り組む</p> <p>2.国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む</p> <p>3.自殺の事前予防、危機対応に加え未遂者や遺族等への事後対応に取り組む</p> <p>4.自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える</p> <p>5.自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する</p> <p>6.中長期的視点に立って、継続的に進める</p>	<p>第2 自殺総合対策の基本認識</p> <p>1.社会的要因も踏まえ総合的に取り組む</p> <p>2.国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む</p> <p>3.段階ごと、対象ごとの対策を効果的に組み合わせる</p> <p>4.関係者の連携による包括的な施策を強化する</p> <p>5.自殺の実態に即した施策を推進する</p> <p>6.施策の検証・評価を進め、中長期的視点に立って、継続的に進める</p> <p>7.政策対象となる集団毎の実態を踏まえた対策を推進する</p> <p>(若年層)</p> <p>(中高年齢)</p> <p>(高齢者層)</p> <p>(自殺未遂者)</p> <p>8.国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む</p> <p>9.民間団体、関係団体、民間団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</p>	<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <p>1.生きることの包括的な支援として推進する</p> <p>2.関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</p> <p>3.対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に推進する</p> <p>4.実践と啓発を両輪として推進する</p> <p>5.国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</p> <p>6.自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する</p>	<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <p>1.生きることの包括的な支援として推進する</p> <p>2.関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</p> <p>3.対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に推進する</p> <p>4.実践と啓発を両輪として推進する</p> <p>5.国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</p> <p>6.自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する</p>
<p>第3 世代別の自殺の特徴と自殺対策の方向</p> <p>1.青少年 (30歳未満)</p> <p>2.中高年 (30歳~64歳)</p> <p>3.高齢者 (65歳以上)</p>	<p>第3 自殺を予防するための当面の重点施策</p> <p>1.自殺の実態を明らかにする</p> <p>2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>3.早期対応の中心役割を果たす人材を養成する</p> <p>4.心の健康づくりを進める</p> <p>5.適切な精神科医療を受けられるようにする</p> <p>6.社会的な取組で自殺を防ぐ</p> <p>7.自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ</p> <p>8.遺された人への支援を充実させる</p> <p>9.民間団体との連携を強化する</p>	<p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <p>1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <p>2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <p>4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <p>5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <p>6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <p>7.社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p>8.自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ</p> <p>9.遺された人への支援を充実させる</p> <p>10.民間団体との連携を強化する</p> <p>11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <p>12.勤務問題による自殺対策を更に推進する</p>	<p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <p>1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <p>2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <p>3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <p>4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <p>5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <p>6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <p>7.社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <p>8.自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ</p> <p>9.遺された人への支援を充実させる</p> <p>10.民間団体との連携を強化する</p> <p>11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <p>12.勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <p>13.女性の自殺対策を更に推進する</p>
<p>第4 自殺対策の数値目標</p> <p>1.国における推進体制</p> <p>2.地域における連携・協力の確保</p> <p>3.施策の評価及び管理</p> <p>4.大綱の見直し</p>	<p>第4 自殺対策の数値目標</p> <p>自殺死亡数を平成17年比で20%以上減少させる (平成28年までに)</p> <p>第5 推進体制等</p> <p>1.国における推進体制</p> <p>2.地域における連携・協力の確保</p> <p>3.施策の評価及び管理</p> <p>4.大綱の見直し</p>	<p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>先進諸国の現水準まで減少させることを目指して、自殺死亡数を平成27年比で30%以上減少させる (平成28年までに)</p> <p>第6 推進体制等</p> <p>1.国における推進体制</p> <p>2.地域における計画的な自殺対策の推進</p> <p>3.施策の評価及び管理</p> <p>4.大綱の見直し</p>	<p>第5 自殺対策の数値目標</p> <p>先進諸国の現水準まで減少させることを目指して、自殺死亡数を平成27年比で30%以上減少させる (令和8年までに)</p> <p>第6 推進体制等</p> <p>1.国における推進体制</p> <p>2.地域における計画的な自殺対策の推進</p> <p>3.施策の評価及び管理</p> <p>4.大綱の見直し</p>

※1 各大綱本文(文獻[16,18,22,24])の見出し(「(〇〇)」)の形式で表記されたものを、一部抜粋して、整理したものを、筆者が大字下線部とする変更を加えた(後述箇所の選択にあたっては、当該見出しの下に文獻[16,18,21,27]を参照して筆者が数値目標に関する内容を追記した。

※2 前大綱から大きく変更されている見出しや自殺対策の数値目標に関する変更を加えた(後述箇所の選択にあたっては、当該見出しの下に文獻[19,21,27]を参照した)。

ていた[20]のに対し、第2次大綱では、他の年齢層の自殺死亡率が減少傾向にある中でも、若年層では増加傾向にあるとして、政策対象毎の対策推進の項目（同大綱の基本的考え方にて追加 [13]）において、若年層への自殺対策の取り組みの必要性・重要性が厚く記述された[18,19]。さらに、同項目にて、新たに自殺未遂者に関して記載された[19]。なお、同大綱の基本的考え方には、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民が各々果たすべき役割に関する項目も追加された [13,19] (表1)。

第1次大綱の策定（2007年）以後も日本の年間自殺者数は3万人を超える状況から脱却できずにいたが、第2次大綱が発表された2012年以降は、年間自殺者数は2万人台に減少し、その後も減少傾向が続いた（図1）。

4. 第3次大綱決定（2017年）頃からパンデミック（2020年～）前まで

法制定から10年が経過する節目の2016年には、自殺対策基本法が内閣府から厚生労働省に移管され、これと重なるように、自殺対策基本法の改正が進められた[13,14]。こうして改正された自殺対策基本法（2016年3月成立、同年4月施行）では、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す旨の文言等が追加（法第1条）されたほか、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画の策定及び都道府県・市町村への交付金の交付について新たに規定（法第13条、第14条）されるとともに、基本的施策の拡充（法第15～18条）、必要な組織整備（法第25条）等を行うと定められた[11,13]。

また、その翌年、大綱の見直しで、自殺対策基本法の改正や国内の実態を踏まえ、抜本的に行われた（第3次大綱、2017年7月25日閣議決定）[10,21]。第3次大綱[22]では、基本理念として、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを下げる方向で自殺対策を推進していくことが新たに掲げられるとともに、基本方針として、「生きることの包括的な支援として推進する」、「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」、「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」こと等が示された [11,21]。また、当面の重点施策は、地域レベルの実践的な取組への支援強化、若者等の自殺対策の更なる推進、勤務問題による自殺対策の更なる推進の3項目が盛り込まれ、計12項目となった[21-23]。さらに、数値目標が変更され、平成38年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）比で30%以上減少させるとの新たな目標が設定され[10,21]、推進体制に関しては、改正自殺対策基本法を踏まえて、「地域における計画的な自殺対策の推進」の項目が盛り込まれた[11]（表1）。

日本の年間自殺者数は、第3次大綱発表（2017年）の後、2万人程度まで低下するなど、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる新しい局面を迎える直前の2019年まで、引き続き連続して減少することとなった

（図1）。

III. コロナ禍での自殺の状況と今後の自殺対策

これまでみてきたように、自殺は、自殺対策基本法の制定及び大綱の策定を通して、国を挙げて取り組む社会問題とされ、以降、法改正や大綱の見直し等を経ながら、自殺対策が絶え間なく総合的に推進されてきたといえる。ところが、2020年新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まり[5]、突如人々を取り巻く社会環境が一変した。大綱のなかで繰り返し言及されてきた連携・協働の切断等が懸念されるなか、今後、自殺対策が停滞期を迎える可能性も否定できない。そこで、コロナ禍での発表となった新たな大綱（第4次大綱、2022年10月14日閣議決定）[7]等を基に、1. コロナ禍における日本の自殺の状況及び2. 今後の自殺対策の方向性について、以下に整理する。

1. コロナ禍における日本の自殺の状況

第4次大綱[24]等によると、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まって、自殺の動向に次のような変化等がみられたことが報告されている。

まず、年間自殺者数の増加がある。2020年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、自殺を引き起こす要因となり得る諸問題の悪化などにより、11年ぶりに年間自殺者総数が前年を上回った[24]（図1）。2021年については、前年から減少（前年比74人減）したが[6]、日本の自殺死亡率はG7諸国中最も高く、年間自殺者数もいまだ2万人を超えるなど、自殺問題をめぐる非常事態が続いているとされる[24]。

また、女性の自殺者数については、2020年に2年ぶりに増加し[6,24]、続く2021年及び2022年も各前年を上回った [6]（図1）。コロナ禍での女性自殺者数の増加の背景としては、女性非正規職員の影響 [25]のほか、コロナ禍でDVの相談や通報が増加した点についての指摘 [26]がある。

さらに、子ども・若者の自殺者数が増加[24]したことも注目される。特に、小中高生の自殺者数は、そもそもコロナ以前、自殺者の総数が減少傾向にあるなかでも増加傾向にあったが[24,27]、コロナ禍に入ってから益々深刻化しており、2020年に499人、2021年に473人、2022年に514人（過去最多）[28]となった。コロナ禍での子どもらの自殺増加の背景に関しては、家庭の経済的困窮、行動自粛が続くストレス、他者とのコミュニケーション減少などの可能性が指摘されている [29]。

なお、月別にみると、2020年10月に、自殺者数の急増がみられる（前月比341人増[6]）。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが始まった後の2020年4月以降有名人の自殺報道（同年7月など）が続き、いわゆる「ウェルテル効果」（「報道が自殺者を増加させる効果」 [24]）の影響が指摘されているが[25,28]、同年10月の自殺者

数急増については、その前月（同年9月）に亡くなった有名人の自殺報道後の「ウェルテル効果」の影響が大きかった可能性が考えられている[25].

2. 今後の自殺対策の方向性

コロナ禍における自殺の動向等を踏まえ、第4次大綱には、基本認識として、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」が明記され（表1）、新型コロナウイルス感染症拡大が自殺に与える影響について、情報収集と分析を進めるとともに、コロナ禍で大きな影響を受けたと考えられる女性・非正規雇用労働者・児童生徒等への影響も踏まえた対策を推進するとされた[24,27].

特に、女性の自殺対策については、第4次大綱にて、コロナ禍での女性自殺者数の増加を踏まえ[28]、当面の重点施策の1項目として新たに設定された[24,27]（表1）ことは、注目に値するだろう。具体施策として、妊産婦支援の充実（予期せぬ妊娠等で身体的・精神的な悩みや不安を抱える若年妊婦への支援等）、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性に対する自殺対策（非正規雇用労働者等に対するハローワークでの相談支援、配偶者からの暴力の相談体制の整備等）及び困難な問題を抱える女性に対する支援（性犯罪・性暴力の被害者への支援等）[24,27]が位置づけられ、その取り組みが強化されることになった[28].

また、子ども・若者の自殺対策については、第4次大綱では、近年の小中高生の自殺者数の深刻な増加及び自殺対策基本法に学校でのSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれた（2016年の法改正による[22]）こと等を踏まえ、特に推進すると強調された[24]. 具体施策としては、学生等への支援の充実（長期休業の前後期における自殺予防の推進等）、若者の特性に対応した支援の充実（ICTを活用した若者へのアウトリーチ策強化等）、子ども・若者の自殺対策推進に向けた体制整備（こども家庭庁との連携等）のほか、SOSの出し方に関する教育等の推進が挙げられた[24,27].（児童生徒が困難を抱えた際に周囲に相談し援助を求める方法等に関する教育、いわゆるSOSの出し方に関する教育の推進[30]については、第3次大綱においても記述がみられるが、令和4年版自殺対策白書[31]では、学校や家庭も影響を受けた新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、さらに推進する必要があると言及された。また、文部科学省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」では、児童生徒のコロナ禍での危機的状況を踏まえ、SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育の在り方等が審議され、2021年6月その審議のまとめが各都道府県教育委員会宛に通知として発出された[32].）

なお、「ウェルテル効果」の防止にかかる取り組みについては、第4次大綱では、「パパゲーノ効果（報道が自殺を抑止する効果）」を高めるための報道の扱いなどとともに関及され、報道関係者のほか、ニュースサイト

やSNS等事業者と協力して推進していくとされた[24].

以上のように、第4次大綱では、コロナ禍での社会情勢や日本の自殺者の動向にみられる特徴（女性・小中高生の自殺者数増加等）を踏まえ、今後の自殺対策に向けた新たな方向性が示されたといえるだろう。

IV. 考察

自殺対策基本法が制定された2006年と新型コロナウイルス感染症パンデミック直前の2019年を比較すると、1万人以上の自殺者数の減少がみられるが（図1）、日本の自殺死亡率は、国際的に依然として高い水準にあり[28,33]、また、パンデミックが始まって以降、人々が直面する問題は、さらに複雑化しており、自殺対策の分野は、現在も課題が多い領域といえる。以下、これまでの大綱や自殺対策の実行にあたり、浮き彫りになっている課題について考察する。

1. 緊急時における迅速な対応

切腹文化や自殺を明確に禁止しない仏教などの影響を受け、日本人は欧米人よりも自殺に対しての心理的閾値が低いと見られ、軽いうつ状態でも自殺が起きやすく、社会全体を震撼させる現象に反応して自殺者数の激増が起こると考えられている[33]. 過去の約20年（1995～2015年）の間に、日本の年間自殺者数が1万人以上増減したことなどが確認できるが（図1）、「短期間で自殺の激増が起き得る社会[33]」の性質が示唆されているとみることができるとも考えられる。

また、コロナ禍が終わった後においても、今後何らかの事情で再度緊急事態に突入するリスクは常にあるため、緊急時においては、通常時より、より一層自殺の動向に注意を払うことが必要である。たとえば、災害によりメンタルヘルスが悪化しやすいリスク集団として、若者、高齢者、女性、社会的弱者、精神障害者、支援者が挙げられている[34]. また、ポスト・コロナ時代の自殺対策として、女性の元非正規の職員等への経済的支援、生活困窮者自立支援等のセーフティネットへのアクセスを保証する支援、学生等に対する支援が提唱されている[25]. 緊急時には、こうした各リスク集団の動向に着目しつつ、緊急時に設置された臨時相談窓口や支援提供を受けられる機会等について、各リスク集団に対して強い影響力を有するメディアを用いたより効果的な早期情報提供を行う等、緊急時の迅速な対応に向けた体制整備を行うことが肝要だろう。

2. 自殺対策施策の有効性の検討

自殺対策の実行にあたり、予算と人材に限りがあることを踏まえれば、対策の有効性について考えなければならない[35]との指摘が以前からある。一方、大綱には、施策の効果等を評価する仕組みを設けるとの記載があり[24]、施策の効果等を評価するにあたっては、引き続き、

有識者会議等で議論されることが想定されるものの[28] (実際、過去の有識者会議において、自殺対策の政策効果の可能性に関して分析発表がなされている[36].), 効果測定にあたっての具体的方法等に関する記述は大綱にはない。

また、大綱の改正等を経て、「精神保健福祉施策」よりも「社会問題対策」が重視されてきたとみる指摘[37]や、精神医学的見地からみると、精神科医療拡充を含む精神保健対策が最優先の自殺予防対策であるとの指摘[35]があるなか、根拠不十分のまま、ある施策に比重を置きすぎることには、一定の警戒が必要といえよう。

その他、考慮しなければならない点として、自殺対策が地域に根付き、その予防効果が顕れるには一定の期間を要する可能性があるため (例えば、地域の自殺対策を担う人材育成支援策等)、短期的効果にのみ注目することには慎重であるべきという点も重要であろう。各施策の有効性の検討にあたっては、短期的効果・長期的効果という観点を含め、丁寧に議論を深めていく必要があるのではないだろうか。

3. インターネット上 (SNS等) における誹謗中傷への対応

コロナ禍に入り、インターネットの平均利用時間が増加した[38]。ネット環境への依存度が強まるなか、インターネット上の誹謗中傷が若者たちを直撃しており [39]、特に、SNS等のプラットフォームサービス上の誹謗中傷問題が深刻化しているとされる [40]。

この問題に中心として取り組む総務省は、2020年9月、「ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動」(「#NoHeartNoSNS」等)等を含む「政策パッケージ」を発表した[41]。また、その後も、発信者情報開示について新たな裁判制度 (非訟手続) の創設等を盛り込んだプロバイダ責任制限法改正 (2021年4月成立、2022年10月施行) や侮辱罪の法定刑引上げを含む刑法改正 (2022年6月成立、侮辱罪の法定刑引き上げの規定については同年7月施行) 等の制度的対応が行われてきた[40,42]。第4次大綱においても、特定個人を誹謗中傷する書き込みを速やかに削除する支援や人権相談等の実施が盛り込まれている[24,27]。

しかし、インターネット上の違法書き込み等に関する相談件数や人権侵害情報に関する人権侵犯事件 (新規開始) の数は、依然として高水準で推移しており[43,44]、更なる対策強化が求められるのが実情である。この点、誹謗中傷を受けた事後対応に関するユーザーの知識不足 (不適切な投稿をされた時の相談窓口についての認知度の低さなど[45]) に関連した課題が考えられるほか、SNS上で誹謗中傷の書き込みが公開された後は、被害者側に、手続き面を含む非常に大きな負担が掛かり得ることから、加害者側に対する事前対策の観点が重要となるだろう。表現の自由との関係で十分考慮しなければならない点はあるが、たとえば、SNS上で誹謗中傷と判断

されるおそれのある投稿をしようとするユーザーに対し、投稿前に、警告文と投稿確認画面を表示するなどの方法はとれるかもしれない。安易な誹謗中傷の書き込みに対する抑制効果が期待できるのではないだろうか。

4. 自殺対策プラットフォームの設立と発展

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、自殺対策に取り組む全国の民間団体の活動縮小・休止が問題となるなか、一部団体は、コロナ禍においても、SNS相談を途切れずに提供し続けることができたとする[46]。国においても、コロナ禍で経済活動や社会生活に影響が拡大した状況を踏まえ、SNS相談等の支援体制の拡充などの対応を行ってきたが[46]、相談等支援を求める人々と支援者らをつなぎ、さらにそのつながりを継続するための仕組み作りは、自殺対策を推進していく上でのもっとも重要な課題のひとつといえるだろう。

また、これは自殺対策に携わる人々の関係性においてもいえる。大綱の変遷を振り返ってうかがえるように、自殺対策には、非常に多くの組織・人が関わっているが、自殺対策に関する有益な情報を共有するとともに、気づきや学びの中で共に成長し、つながり続けることのできる場の創造が重要だろう。これに関連して、竹島[14]は、自殺対策の推進のためには、多様な主体の創造的取り組みに対する尊重と学び合いが必要であり、多様なステークホルダーによる個の独立性を尊重した円卓の話し合いの場の構築が求められると指摘している。新型コロナ感染症パンデミック以後の近年の動きとして、自殺対策に関する「実践の現場」、「研究」、「政策」との連動性を高めつつ、政策形成に資する学術的基盤の共有等を目指すとした新たな学会が設立 (2020年12月) [47]されるなどの新しい動きもある。人と人とのつながりが断ち切られる危機を乗り越えて、自殺対策に携わる多くの人たちを繋ぐプラットフォームの設立やその発展がますます期待されているといえるだろう。

V. 結語

日本では、自殺対策基本法の制定と大綱の策定、その後の法改正や大綱の見直し等を通じて、15年以上にわたり国を挙げて自殺対策が推進されてきた。年間自殺者数は、かつての3万人台から現在2万人台に減少しているが、自殺死亡率は国際的に依然として高い水準にあり、また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響等による女性・子どもの自殺問題等も懸念され、今後も自殺の動向に着目しつつ、更に自殺対策を推進させていく必要がある。緊急時における迅速な対応、各施策の有効性の検討、SNS上における誹謗中傷への対応、自殺対策のプラットフォームの発展などが、今後重要な課題となるであろう。

利益相反

利益相反なし

引用文献

- [1] WHO. Suicide. 2023.
<https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/suicide> (accessed 2024-03-07)
- [2] 総務省. 自殺予防に関する調査結果報告書 (平成17年12月). 2005.
Ministry of Internal Affairs and Communications. [Jisatsu yobo ni kansuru chosa kekka hokokusho (heisei 17 nen 12 gatsu).] 2005.
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/pdf/000251739.pdf (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [3] 高橋祥友. 世界の自殺対策からみた日本の自殺対策. 精神神経学雑誌. 2012;114 (5):548-552.
Takahashi Y. [Suicide prevention in Japan in contrast to overseas.] *Psychiatria et Neurologia Japonica*. 2012;114 (5):548-552. (in Japanese)
- [4] 厚生労働省. 平成29年版自殺対策白書.
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Heisei 29 nenban jisatsu taisaku hakusho.]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2017.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [5] 総務省. 令和2年版情報通信白書. 第2章5Gがもたらす社会全体のデジタル化. 第3節 新型コロナウイルス感染症が社会にもたらす影響.
Ministry of Internal Affairs and Communications. [Reiwa 2 nenban joho tsushin hakusho. Dai 2 sho 5G ga motarasu shakai zentai no digital ka. Dai 3 setsu shingata coronavirus kansensho ga shakai ni motarasu eikyo.]
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/n2300000.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [6] 厚生労働省, 警察庁. 令和4年中における自殺の状況. 2023.
Ministry of Health, Labour and Welfare, National Police Agency. [Reiwa 4 nenchu ni okeru jisatsu no jokyō.] 2023.
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R05/R4jisatsunojoyoukyou2.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [7] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ (令和4年10月14日閣議決定).
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite (reiwa 4 nen 10 gatsu 14 nichi kakugi kettei).]
https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [8] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ (旧大綱 (平成19年6月8日閣議決定, 平成20年10月31日一部改正, 平成24年8月28日廃止)).
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite (kyu taiko (heisei 19 nen 6 gatsu 8 nichi kakugi kettei, heisei 20 nen 10 gatsu 31 nichi ichibu kaisei, heisei 24 nen 8 gatsu 28 nichi haishi).]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h190608.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [9] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ (旧大綱 (平成24年8月28日閣議決定, 平成29年7月25日廃止)).
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite (kyu taiko (heisei 24 nen 8 gatsu 28 nichi kakugi kettei, heisei 29 nen 7 gatsu 25 nichi haishi).]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h240828.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [10] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ (旧大綱 (平成29年7月25日閣議決定, 令和4年10月14日廃止)).
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite (kyu taiko (heisei 29 nen 7 gatsu 25 nichi kakugi kettei, reiwa 4 nen 10 gatsu 14 nichi haishi).]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h290725.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [11] いのち支える自殺対策推進センター. 自殺対策概要. Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP). [Jisatsu taisaku gaiyō.]
<https://jscp.or.jp/overview/course.html> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [12] 松井佑樹. 自殺対策のこれまでとこれから. 公衆衛生. 2021;85(3):177-180.
Matsui Y. [Jisatsu taisaku no koremade to korekara]. *The Journal of Public Health Practice*. 2021;85(3):177-180. (in Japanese)

- [13] 厚生労働省. 平成28年版自殺対策白書. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Heisei 28 nenban jisatsu taisaku hakusho.] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2016.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [14] 竹島正. 自殺対策のこの10年の経験から学ぶこと—精神保健と公衆衛生の狭間で—. 精神科治療学. 2021;36(8):863-868.
Takeshima T. [Jisatsu taisaku no kono 10 nen no keiken kara manabu koto: Seishin hoken to koshu eisei no hazama de.] Japanese Journal of Psychiatric Treatment. 2021;36(8):863-868. (in Japanese)
- [15] 竹島正. わが国の自殺対策. 学術の動向. 2008;13(3):15-19.
Takeshima T. [Wagakuni no jisatsu taisaku.] Gakujutsu no doko. 2008;13(3):15-19. (in Japanese)
- [16] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱：第1次大綱本文(平成19年6月8日閣議決定). 2007.
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dai 1 ji taiko honbun (heisei 19 nen 6 gatsu 8 nichi kakugi kettei).] 2007. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuju-uhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihouken-fukushibu/H190608taikou.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [17] 大塚耕太郎, 赤平美津子, 三條克巳, 山岡春花, 小泉範高. 自殺対策の計画. 精神神経学雑誌. 2021;123(3):138-143.
Otsuka K, Akahira M, Sanjo K, Yamaoka H, Koizumi N. [Plan of suicide prevention.] Psychiatria et Neurologia Japonica. 2021;123(3):138-143. (in Japanese)
- [18] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～：第2次大綱本文(平成24年8月28日閣議決定). 2012.
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite: Dai 2 ji taiko honbun (heisei 24 nen 8 gatsu 28 nichi kakugi kettei).] 2012. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuju-uhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihouken-fukushibu/honbun.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [19] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱の見直しのポイント. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko no minaoshi no point.] <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuju-uhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihouken-fukushibu/point.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [20] 勝又陽太郎. 若年者に対する自殺予防—日本の対策の変遷と国際的動向—. 社会と倫理. 2019;34:59-71.
Katsumata Y. [Jakunensha ni taisuru jisatsu yobo: Nihon no taisaku no hensen to kokusaiteki doko.] Society and Ethics. 2019;34:59-71. (in Japanese)
- [21] 厚生労働省. 「自殺総合対策大綱」(概要). Ministry of Health, Labour and Welfare. [“Jisatsu sogo taisaku taiko” (gaiyo).] <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuju-uhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihouken-fukushibu/0000172350.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [22] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～：第3次大綱本文(平成29年7月25日閣議決定). 2017.
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite: Dai 3 ji taiko honbun (heisei 29 nen 7 gatsu 25 nichi kakugi kettei).] 2017. <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuju-uhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihouken-fukushibu/0000172329.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [23] 厚生労働省. 自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント). Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku ni okeru tomen no juten sesaku (point).] <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakuju-uhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihouken-fukushibu/0000172355.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [24] 厚生労働省. 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～：第4次大綱本文(令和4年10月14日閣議決定). 2022.
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jisatsu sogo taisaku taiko: Dare mo jisatsu ni oikomareru koto no nai shakai no jitsugen o mezashite: Dai 4 ji taiko honbun (reiwa 4 nen 10 gatsu 14 nichi kakugi kettei).] 2022. <https://www.mhlw.go.jp/content/001000844.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [25] 本橋豊, 木津喜雅. ポスト・コロナ時代の自殺対策. 公衆衛生. 2021;85(3):130-137.
Motohashi Y, Kizuki M. [Post corona jidai no jisatsu taisaku.] The Journal of Public Health Practice. 2021;85(3):130-137. (in Japanese)
- [26] 八木淳子. COVID-19感染拡大状況下における女性の自殺の増加について. 精神科治療学. 2021;36(8):881-885.
Yagi J. [Covid-19 kansen kakudai jokyoka ni okeru josei

- no jisatsu no zoka ni tsuite.] Japanese Journal of Psychiatric Treatment. 2021;36(8):881-885. (in Japanese)
- [27] 厚生労働省. 「自殺総合対策大綱」のポイント, 「自殺総合対策大綱」の概要, 第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要, (参考) 自殺者数の推移. Ministry of Health, Labour and Welfare. [“Jisatsu sogo taisaku taiko” no point, “jisatsu sogo taisaku taiko” no gaiyo, dai 4 jisatsu sogo taisaku ni okeru tomen no juten sesaku no gaiyo, (sanko) jisatsushasu no suii.] <https://www.mhlw.go.jp/content/001000843.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [28] 厚生労働省. 令和5年版自殺対策白書. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Reiwa 5 nenban jisatsu taisaku hakusho.] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2023.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [29] 山田敦朗. 子どもの自殺. 精神医学. 2021;63(7):1051-1061. Yamada A. [Kodomo no jisatsu.] Clinical psychiatry. 2021;63(7):1051-1061. (in Japanese)
- [30] 文部科学省, 厚生労働省. 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態, 強い心理的負担を受けた場合などにおける対処の仕方等を身につける等のための教育の推進について (通知). 平成30年1月23日付け29初児生第38号, 社援総発0123第1号. 2018. Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, Ministry of Health, Labour and Welfare. [Jido seito no jisatsu yobo ni muketa konnan na jitai, tsuyoi shinriteki futan o uketa baai nado ni okeru taisho no shikata o mi ni tsukeru to no tame no kyoiku no suishin ni suite (tsuchi).] Heisei 30 nen 1 gatsu 23 nichi zuke 29 shojisei dai 38 go, shaenso hatsu 0123 dai 1 go. 2018. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408025.htm (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [31] 厚生労働省. 令和4年版自殺対策白書. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Reiwa 4 nenban jisatsu taisaku hakusho.] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2022.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [32] 文部科学省. 「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議のまとめについて (通知). 令和3年6月29日付け3初児生第16号. 2021. Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. [“Jido seito no jisatsu yobo ni kansuru chosa kenkyu kyoryokusha kaigi” shingi no matome ni suite (tsuchi).] Reiwa 3 nen 6 gatsu 29 nichi zuke 3 shojisei dai 16 go. 2021. https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_jidou02-000014544_003.pdf (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [33] 張賢徳. 日本自殺予防学会の歴史と今後の展望. 自殺予防と危機介入. 2021;41 (1): 4-7. Cho Y. [Nihon jisatsu yobo gakkai no rekishi to kongo no tembo.] Suicide Prevention and Crisis Intervention. 2021;41 (1):4-7. (in Japanese)
- [34] 太刀川弘和. 災害精神医療の観点から. 医学のあゆみ. 2021;279 (1):24-28. Tachikawa H. [Suicide measures from the viewpoint of disaster psychiatry.] Journal of clinical and experimental medicine. 2021;279 (1):24-28. (in Japanese)
- [35] 張賢徳, 稲垣正俊. 精神科臨床からみた自殺総合対策大綱. 精神神経学雑誌. 2014;116 (8):683-689. Cho Y, Inagaki M. [The General Principles of Suicide Prevention Policy from the perspective of clinical psychiatry.] Psychiatria et Neurologia Japonica. 2014; 116 (8): 683-689. (in Japanese)
- [36] 厚生労働省. 議事録. 第4回自殺総合対策の推進に関する有識者会議 (令和3年11月8日). 2021. Ministry of Health, Labour and Welfare. [Gijiroku. Dai 4 kai jisatsu sogo taisaku no suishin ni kansuru yushikisha kaigi (reiwa 3 nen 11 gatsu 8 nichi).] 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/000861517.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [37] 森山花鈴. 国の社会的自殺対策の変転. 精神科治療学. 2021;36(8):945-950. Moriyama K. [Changes in national societal suicide countermeasures.] Japanese Journal of Psychiatric Treatment. 2021;36(8):945-950. (in Japanese)
- [38] 総務省情報通信政策研究所. 令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書<概要>(令和3年8月). 2021. Institute for Information and Communications Policy, Ministry of Internal Affairs and Communications. [Reiwa 2 nendo joho tsushin media no riyo jikan to joho kodo ni kansuru chosa hokokusho (gaiyo) (reiwa 3 nen 8 gatsu).] 2021. https://www.soumu.go.jp/main_content/000765135.pdf (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [39] 音好宏. 自殺とメディアの諸相:マスコミ効果研究から考える「自殺とメディア」. 精神医学. 2021;63(7):1073-1081. Oto Y. [Suicide and aspects of media-considering “media and suicide” based on theories of mass communication effects.] Clinical Psychiatry. 2021;63(7):1073-1081. (in Japanese)
- [40] 総務省. 令和4年版情報通信白書. Ministry of Internal Affairs and Communications. [Reiwa 4 nenban joho tsushin hakusho.] <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/>

- ja/r04/pdf/index.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [41] 総務省. インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ (2020年9月).
Ministry of Internal Affairs and Communications. [Internet jo no hibo chusho eno taio ni kansuru seisaku package (2020 nen 9 gatsu).]
https://www.soumu.go.jp/main_content/000704625.pdf (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [42] 法務省. 侮辱罪の法定刑の引上げについて (令和4年6月). 2022.
Ministry of Justice. [Bujokuzai no hoteikei no hikiage ni tsuite (reiwa 4 nen 6 gatsu).] 2022.
<https://www.moj.go.jp/content/001375699.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [43] 総務省. 令和4年度インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務報告書 (概要版).
Ministry of Internal Affairs and Communications. [Reiwa 4 nendo internet jo no iho / yugai joho taio sodan gyomu to ukeoi gyomu hokokusho (gaiyo ban).]
https://www.soumu.go.jp/main_content/000881624.pdf (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [44] 法務省. 令和4年における「人権侵犯事件」の状況について (概要) ~法務省の人権擁護機関の取組~ (令和5年3月24日). 2023.
Ministry of Justice. [Reiwa 4 nen ni okeru "jinken shimpan jiken" no jokyo ni tsuite (gaiyo): Homusho no jinken yogo kikan no torikumi (reiwa 5 nen 3 gatsu 24 nichi).] 2023.
<https://www.moj.go.jp/content/001393246.pdf> (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [45] 三菱総合研究所. インターネット上の誹謗中傷情報の流通実態に関するアンケート調査結果. 第36回プラットフォームサービスに関する研究会 (2022年5月12日).
Mitsubishi Research Institute. [Internet jo no hibo chusho joho no ryutsu jittai ni kansuru anketo chosa kekka. Dai 36 kai platform service ni kansuru kenkyukai.] https://www.soumu.go.jp/main_content/000813680.pdf (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [46] 厚生労働省. 令和3年版自殺対策白書.
Ministry of Health, Labour and Welfare. [Reiwa 3 nenban jisatsu taisaku hakusho.]
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2021.html (in Japanese) (accessed 2024-03-07)
- [47] 日本自殺総合対策学会. 学会の目的と事業.
Nihon Jisatsu Sogo Taisaku Gakkai. [Gakkai no mokitteki to jigyo.]
https://jscsc.smoosy.atlas.jp/ja/about_us (in Japanese) (accessed 2024-03-07)